

規 則

「千曲市福祉医療費給付金条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年2月7日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第4号

千曲市福祉医療費給付金条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市福祉医療費給付金条例施行規則（平成15年千曲市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、無料とする。

様式第3号中

「

1 レセプトにつき上限500円
1 レセプトにつき上限500円
1 レセプトにつき上限500円
1 レセプトにつき上限500円
1 レセプトにつき上限500円

」を

「

無	料
無	料
無	料
無	料
無	料

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の千曲市福祉医療費給付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた療養に係る給付金支給から適用し、施行の日前までに行われた療養に係る給付金支給については、なお従前の例による。